

生活環境

お問合せ
生活環境課
☎ 885-0340 (内) 214

～浄化槽をお使いの皆さまへ～

浄化槽を適正に 管理しましょう！



浄化槽は、微生物等の働きを利用して生活排水をきれいにする装置です。そのため、浄化槽の機能を十分に発揮させるには、定期的な維持管理（保守点検・清掃）と定期検査（法定検査）が必要であり、法律により実施が義務付けられています。適正な維持管理と定期検査を行い、浄化槽を正しく使っていただくよう、皆さまのご協力をお願いします。

浄化槽の管理に必要なこと

～定期的な「点検」～

- ・浄化槽内の送風機、タイマー等機器の点検
- ・消毒剤の定期的な補充

家庭用等10人槽以下の浄化槽は年3～4回の点検が必要です。県に登録している保守点検業者に委託してください。

～定期的な「清掃」～

- ・浄化槽内に溜まった汚泥等の抜き取り等

年に1回以上（全ぱっ気方式は6カ月に1回以上）行う必要があります。村の許可を受けた清掃業者に委託してください。

～定期的な「法定検査」～

浄化槽の点検・清掃がきちんと行われ、きれいな水が放流されているかを検査します。

浄化槽を使い始めてから3～8カ月以内に、以降は毎年1回の検査が必要です。県指定検査機関の（公社）茨城県水質保全協会に申込みをしてください。

浄化槽の管理には「一括契約システム」

浄化槽の管理に必要な保守点検・清掃・法定検査を一括して契約できる「一括契約システム」があります。大変便利ですので、ぜひご利用ください。現在契約している保守点検業者、清掃業者または（公社）茨城県水質保全協会までお申し込みください。

法定検査を受けていないご家庭に対し、県から受検指導文書が送付されます。また、県から委嘱された「水質保全監視員」が受検指導に伺う場合があります。

単独処理浄化槽は「合併処理浄化槽」への転換をお願いします

単独処理浄化槽は、トイレの汚水のみを処理し、台所やお風呂からの生活雑排水は、そのまま放流されてしまいます。生活雑排水も一緒に処理できる合併処理浄化槽に転換すると、汚れの量をおよそ1/8に減らすことができます。身近な水環境の良化・保全のため、単独処理浄化槽を使用されている方には、合併処理浄化槽への転換をお願いします。なお、浄化槽の設置には補助金が交付されます。※単独処理浄化槽からの合併処理浄化槽へ転換する場合は、新規設置よりも補助金が増額されます。

◇問合せ 茨城県生活環境部環境対策課 ☎029-301-2966
(公社)茨城県水質保全協会 ☎029-291-4004

「ついでにパトロール隊」にご参加ください！

日常の散歩・ジョギング・買い物等で出歩く際に、村から貸与された防犯キャップおよび防犯ベストを着用していただき、不審な人物を発見した場合等は速やかに警察に通報していただきます。※ご自身に直接対応していただくことはありません。

◎参加の要件 村内在住または在勤の18歳以上の個人で、週1回以上散歩・ジョギング・買い物等に村内を歩いて出かける方

◎申込方法 「美浦村ついでにパトロール隊登録申請書」を生活環境課（問合せ先はページ左上を参照）に提出してください。

